

第1章

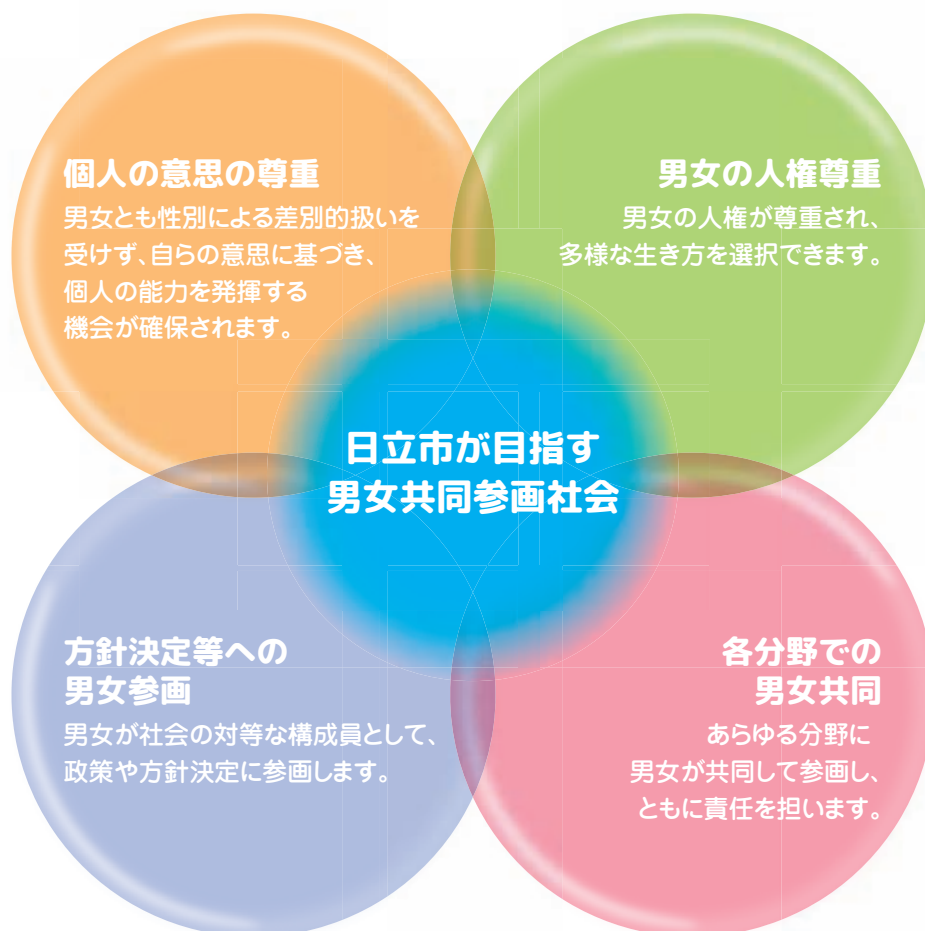
計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

- (1) 男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会基本法及び日立市男女共同参画社会基本条例に基づき策定するものです。
- (2) 策定に当たっては、第2次ひたち男女共同参画計画の推進状況の検証や市民意識調査の結果等を踏まえるとともに、国・県の計画や社会情勢等を勘案しています。
- (3) 女性活躍推進計画及びDV対策基本計画を一体化した計画です。

2 計画の基本理念（日立市が目指す男女共同参画社会）

この計画は、日立市男女共同参画社会基本条例第3条に定める基本理念に沿った男女共同参画社会の実現を目指します。日立市が目指すのは、次のような社会です。



3 計画の位置づけ

(1) 男女共同参画社会基本法に定める市町村男女共同参画計画

この計画は、男女共同参画社会基本法及び日立市男女共同参画基本条例に規定された男女共同参画計画であり、男女共同参画社会の形成促進に関する基本的な計画です。

(2) 女性活躍推進のための市町村推進計画

この計画は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）第6条第2項に規定された市町村推進計画を含み、一体としたものです。

(3) DV被害者保護のための市町村基本計画

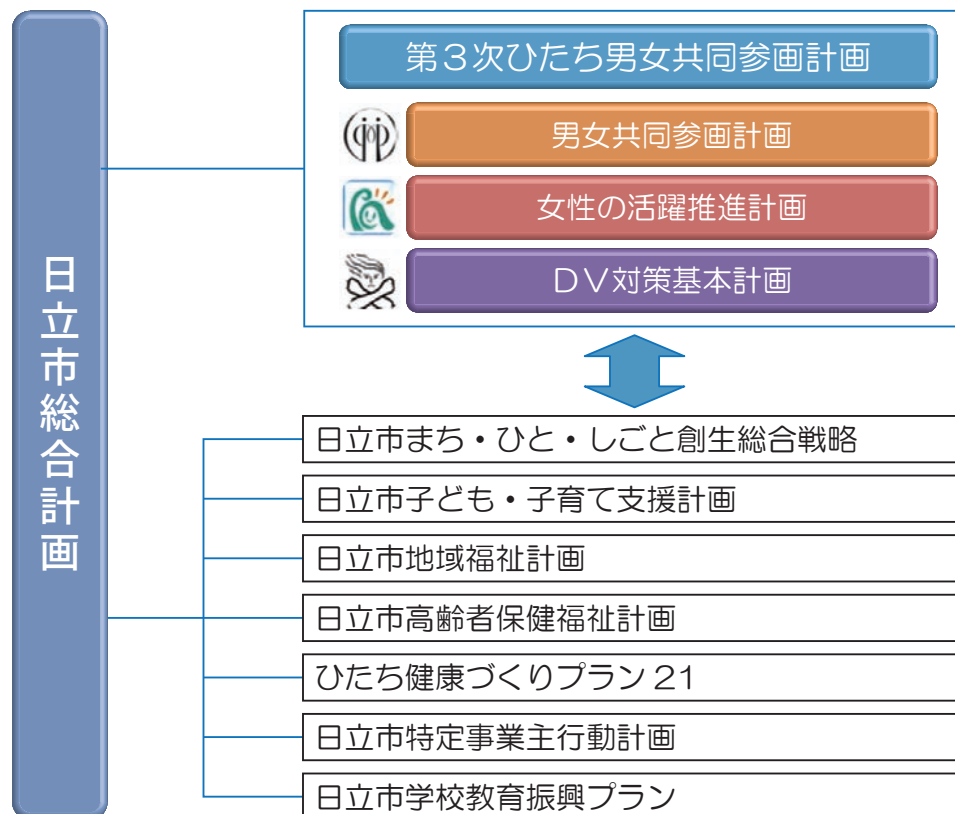
この計画は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」という。）第2条の3第3項に規定された市町村基本計画を含み、一体としたものです。

(4) 日立市総合計画の分野別計画

この計画は、「日立市総合計画」基本構想に示された、本市の目指す都市像と施策の方向性を踏まえた分野別計画です。また、この計画に定められた基本理念や取組などについては、「日立市後期基本計画（平成29～33年度）」に反映させ、整合性を確保します。

(5) 各分野別計画との整合性の確保

「日立市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「日立市子ども・子育て支援計画」、「日立市学校教育振興プラン」、「日立市地域福祉計画」など、関連する計画との整合性を確保します。



4 計画期間

平成29年度（2017）から平成33年度（2021）までの5年間とします。ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況等により必要に応じて見直しを行います。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
第2次ひたち男女共同参画計画	→						
意識調査	→	策定	→ 第3次ひたち男女共同参画計画				

